

## 第2次那須塩原市総合計画後期基本計画策定支援等業務委託 公募型プロポーザル実施要綱

### 1 公募型プロポーザル実施の目的と背景

那須塩原市が解決しなければならない課題と、市民が求めているニーズを踏まえ、本市が進むべき方向性を明確にする計画として、平成29年3月に第2次那須塩原市総合計画を策定した。当該計画の前期基本計画（以下「前期計画」という。）では、基本構想で定めた政策の大綱に基づき必要な施策に取り組むとともに、4つの重点プロジェクトを掲げ、市の将来像「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」の具現化及び県北地区の中心都市となるためのステップとして各種施策に取り組んでいるところである。

今般、令和4年度末を以て前期計画の計画期間が終了することから、令和3年度より第2次那須塩原市総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）の検討をスタートする必要がある。

この度の新型コロナウイルス感染症がもたらした危機は、東京一極集中による都市の脆弱性を浮き彫りにし、デジタル技術の進展による働き方の変化なども相まって、分散型社会としての地方創生の時代を予期させるものである。昨今の目まぐるしく社会情勢が変化する激動の時代にあっては、時代の変革に対応した持続可能なまちづくりの視点が必須であり、そのためには、選択と集中を意識した行財政運営に併せ、地域内における「集中と分散」を意識したまちづくりが必要であると考えている。

本業務は、上記の認識の下で後期計画を策定するため、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者に、計画策定に当たっての支援に必要な業務を発注するものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

第2次那須塩原市総合計画後期基本計画策定支援等業務委託

#### (2) 業務内容

別添「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画策定支援等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

※債務負担行為に基づく複数年契約とする。

#### (4) 提案上限額

15,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（内訳）令和3年度 14,000,000円

令和4年度 1,800,000円

### 3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、仕様書で提示する業務を的確に実施できる能力を有し、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3年7月1日時点で那須塩原市の入札参加資格を有すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第4号又は同条第5号の規定に該当しないものであること。
- (6) 同種又は類似の履行実績を有するもの。

#### 4 プロポーザルの日程

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告 | 令和3年6月9日（水）           |
| (2) 参加申請書提出期限   | 令和3年6月23日（水）まで（必着）    |
| (3) 質問書受付期限     | 令和3年6月23日（水）まで（必着）    |
| (4) 質問回答書の送付予定日 | 令和3年6月25日（金）          |
| (5) 企画提案書提出期限   | 令和3年7月9日（金）まで（必着）     |
| (6) 審査の実施       | 令和3年7月12日（月）～7月14日（水） |
| (7) 審査結果の通知     | 令和3年7月16日（金）          |

#### 5 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先  
〒325-8501  
栃木県那須塩原市共墾社 108-2  
那須塩原市 企画部 企画政策課（担当：相馬・小林）  
電話番号 : 0287-62-7106  
電子メール : kikakuseisaku@city.nasushiobara.lg.jp
- (2) 募集方法  
実施要綱・仕様書等について、印刷物での配布は行わないので、市ホームページ（<http://www.city.nasushiobara.lg.jp>）からダウンロードすること。
- (3) 参加申請書の提出  
本実施要綱及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの参加を申請する者は、次のとおり必要書類を提出すること。
  - ① 提出期限 令和3年6月23日（水）17:00 必着
  - ② 提出書類 ア 参加申請書【様式第1号】  
イ 会社の概要が分かるパンフレット等（様式自由）

※参加表明後、都合により辞退する場合については、速やかに辞退届【様式第2号】を提出すること。なお、辞退の期限は企画提案書提出期限と同日とする。

- ③ 提出先 5(1)に同じ。
- ④ 提出方法 ・データの場合：電子メール（PDF形式とし、送信後は送達確認の電話をすること。）  
・書面の場合：郵送（書留郵便等送達確認ができるものに限る。）

(4) 質問書の受付及び回答

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、質問書により受け付ける。

- ① 提出期限 令和3年6月23日（水）12:00 必着
- ② 提出先 5(1)に同じ。
- ③ 提出方法 電子メール  
質問書【様式第3号】を使用し、次の点に留意して記載すること。  
件名は、「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画策定支援等業務委託に関する質問」とすること。
- ④ 回答方法 全参加表明者に通知する。  
回答予定日に質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに、市ホームページにて回答する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。
- ⑤ 回答予定日 令和3年6月25日（金）

(5) 必要書類の提出

本実施要綱及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの提案を提出する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- ① 提出期限 令和3年7月9日（金）必着
- ② 提出書類 ア 企画提案書表紙 【様式第4号】  
イ 企画提案書 （任意様式）  
ウ 業務実施体制図 【様式第5号】  
エ 履行実績 【様式第6号】  
オ 見積書及び内訳書（任意様式）
- ③ 提出先 5(1)に同じ。
- ④ 提出方法 ・データの場合：電子メール（PDF形式とし、送信後は送達確認の電話をすること。）  
・書面の場合：郵送（書留郵便等送達確認ができるものに限る。）

(6) 企画提案書に関する留意事項

提案に当たっては、第2次那須塩原市総合計画基本構想・前期基本計画及び本市における現況の課題等を分析した上で提案すること。また、評価項目で特に重視している項

目は次のとおりである。（評価の配点については別紙採点表参照）

- ① 人口推計業務及び基礎調査業務において、今後の計画策定及び各種政策立案の基礎となるデータ・課題が得られる手法となっているか。
- ② 素案の作成に当たって、庁内各部局の自主性を引き出し、計画策定後の運用につながる手順及び計画の実行性を確保するためのマネジメントサイクルを構築するための手法か。
- ③ 市民に分かりやすくビジュアルを重視した計画書・概要書のデザイン案及びコンセプトか。

(7) 提出書類の作成及び提出上の注意事項

- ① 使用する文字のフォントは 10.5 ポイント以上（図表内の文字を除く。）とすること。
- ② 企画提案書提出期限後の資料の再提出、差替え及び修正は原則認めない。

## 6 審査及び契約候補者の特定

- (1) 委託業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (2) 選考は、提出された企画提案書及び見積書について、評価基準書に基づき書面審査により行う（本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない。）。
- (3) 書面審査の結果、評価点が最も高い者を契約候補者として特定する。
- (4) 評価点が同点の場合は、技術提案の点数が高い者とする。
- (5) 上記点数も同点の場合は、選考委員会の合議により決定する。
- (6) 審査の結果は、令和3年7月16日（金）に書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。
- (8) 選考委員会は、市職員4名で構成する。

## 7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。

ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

## 8 その他留意事項

- (1) 本業務は、令和3年6月補正予算での予算措置を想定しており、当該予算案が否決された場合には契約を締結しない場合がある。なお、その場合、応募に関わる全ての経費は市に請求できない。
- (2) 企画提案書の提出をもって、参加提案者が実施要綱の記載内容に同意したものとみなす。なお、提案募集に参加する場合は、本業務実施要綱、仕様書を熟読し、それらを遵

守すること。

- (3) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 提出された書類は一切返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。